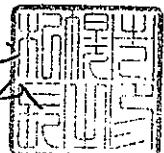


札幌市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月13日

札幌市長

秋元克人



札幌市規則第13号

札幌市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市債権管理条例施行規則（平成24年規則第22号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条第1項中「事務（」の次に「交通局、水道局及び病院局が所管する事務を除く。」を加える。
- (2) 第6条を次のように改める。

第6条 削除

- (3) 第11条第1項中「その他の」の次に「期限の利益の喪失に係る法令の規定又は契約等における」を加え、「より、これを行うことができる」を「該当する」に改める。
- (4) 第16条第1項中「又は条例」を「等」に、「相殺請求書」を「相殺（充当）請求書」に改め、同条第2項中「相殺済通知書」を「相殺（充当）済通知書」に改める。
- (5) 第18条第2項本文中「(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。)」を削り、「場合は、」の次に「当初の履行期限(当初の履行期限後に同項の規定に基づき履行期限を延長する場合にあっては、前条第2項の承認の決定をした日)の翌日から納入の日(延長された履行期限までに納入がなかったときにあっては、当該履行期限)までの期間の日数に応じ、法定利率による」を加え、同項に次の2号を加える。
 - (3) 履行期限を延長する非強制徴収債権の金額が2,000円未満である場合

(4) 利息を付することとして計算した場合において、当該利息の額の合計額が1,000円未満となるとき。

(6) 第18条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定により利息の額を計算する場合においては、履行期限を延長する非強制徵收債権の金額（当該金額を分割して履行期限を延長する場合にあっては、当該分割された金額）に1,000円未満の端数があるとき、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたとき、又は計算された利息の額の合計額に100円未満の端数があるときは、それぞれその端数金額を切り捨てる。

(7) 様式1(その1)中「延滞金」を「遅延損害金」に改める。

(8) 様式2及び様式3を次のように改める。

様式2及び様式3 削除

(9) 様式7備考1中「必要に応じ、」を削る。

(10) 様式10中「相殺請求書」を「相殺（充当）請求書」に改め、「の相殺」の次に「（充当）の手続を執るべきこと」を、「相殺する」の次に「（充当する）」を加え、「債務者の意思表示の確認」を「その他参考となる事項」に改める。

(11) 様式11中「相殺済通知書」を「相殺（充当）済通知書」に改め、「の相殺」の次に「（充当）」を、「相殺した」の次に「（充当した）」を加え、「相殺年月日」を「相殺（充当）年月日」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の札幌市債権管理条例施行規則第18条第2項及び第3項の規定は、令和5年4月1日以後に行われる同規則第17条第1項の申請に基づいて履行期限を延長する場合について適用し、同日前に行われた同項の申請に基づいて履行期限を延長する場合については、なお従前の例による。